



令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 市道社貝原線物件補償再調査業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2024042200

業 務 名 令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 市道社貝原線物件補償再調査業務委託

履 行 場 所 加東市 社 地内

兵庫県 加東市

[illegible]

物件調査等業務委託積算書

区 分	費 用	金 額	備 考
直 接 原 価	人 件 費	①	
		—	
	直接人件費 (①)	①	
	材 料 費 等	②	
	旅 費 交 通 費	③	
	作 業 の 費 他	④ —	
	直 接 経 費 (②+③+④)	⑤	
	計 (①+⑤)	⑥	
その他原価		⑦	
業 務 原 価 (⑥ + ⑦)		⑧	
一 般 管 理 費 等		⑨	
業 務 価 格 (⑧ + ⑨)		⑩	
消 費 税 等 相 当 額 (⑩ × 率)		⑪	
業 務 費 (⑩ + ⑪)		⑫	

単価適用年月日：令和6年4月1日

内 訳 書

費目/工種/種別/細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額		
直接原価							
打合せ協議	中間打合せ なし	1	業務				第1号明細表
現地踏査	建物等の調査	1	業務				第2号明細表
建物調査・非木造建物D	構造計算なし 工場、倉庫、車庫、体育館、その他これら に類するもの/70㎡未満	1	棟				第3号明細表
附帯工作物の調査及び算定	住宅敷地A 【再算定】調査、図面なし	1	戸				第4号明細表
その他通損に関する算定	移転雑費 【再算定】	1	世帯				第5号明細表
直接原価計							

特記仕様書

業 務 名 : 令和 6 年度 社会資本整備総合交付金事業 市道社貝原線物件補償再調査業務委託

業務場所 : 加東市 社 地内

履行期間 : 契約締結日の翌日 から 令和 6 年 7 月 1 2 日まで

第 1 条 (適用範囲)

本特記仕様書は、加東市における上記業務（以下「本業務」という）に適用する。

第 2 条 (業務目的)

本業務は、市道社貝原線の歩道整備事業に必要な用地等の取得に伴う調査、補償金額の再算定業務を委託するものである。

第 3 条 (遵守法令等)

受注者は、本業務を実施するにあたり、委託契約書のほか以下の基準等によるものとする。

- ・ 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和 3 7 年 6 月 2 9 日閣議決定）
- ・ 兵庫県の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ・ 兵庫県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則
- ・ 兵庫県の公共事業の施行に伴う公共補償基準
- ・ 兵庫県の公共事業の施行に伴う公共補償基準細則
- ・ 近畿地区用対連運用申し合わせ（近畿地区用地対策連絡協議会）
- ・ 兵庫県用対連運用申し合わせ（兵庫県用地対策連絡協議会）
- ・ 公共用地取得事務処理要綱及び同実施要領（平成 24 年 3 月 30 日用第 1255 号）
- ・ 用地調査等業務標準仕様書（兵庫県用地対策連絡協議会）

第 4 条 (納入成果品)

本業務が完了したときは、万全な精度を確保した成果品を完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、本業務完了後においても、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の処置を講ずるものとする。

第 5 条 (業務計画書の提出)

契約締結後、速やかに適切な業務計画を立案、提出し、監督員の承認を得ること。

- 2 調査実施については、建物所有者及び使用者の都合を考慮し、十分に余裕を持った計画を作成すること。

第 6 条 (資料の貸与)

本業務の参考資料として 令和 2 年度 社会資本整備総合交付金事業 市道社貝原線物件

補償調査業務委託の成果品を貸与する。

第7条（成果品）

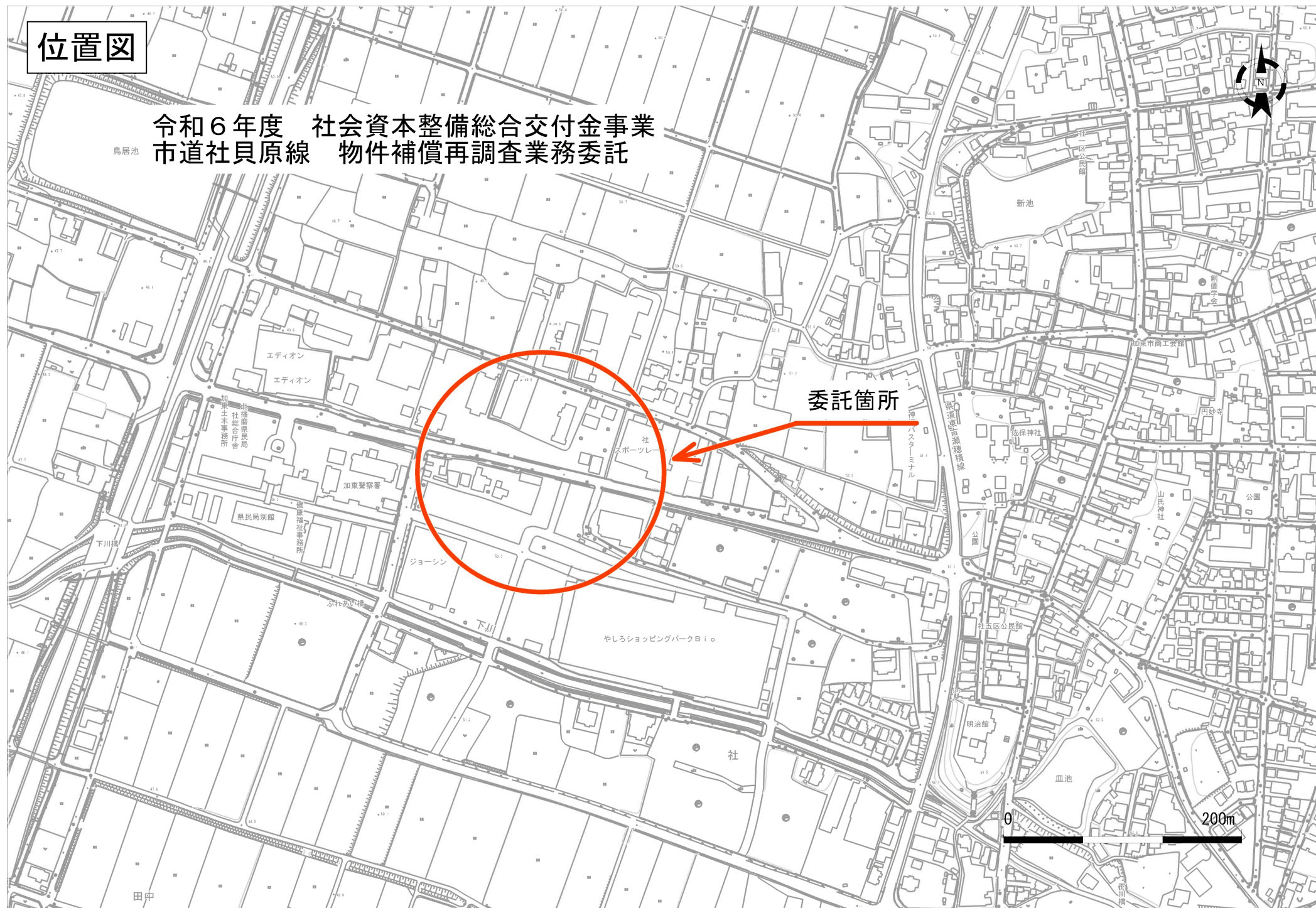
成果物の納品数量は1部とし、併せて同内容の電子データをCD-ROMにて納品すること。

第8条（その他）

- 1 委託内容等に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議し決定する。協議については、書面（打合せ記録簿）にて行うものとする。
- 2 本業務において知りえた事項、知識等については、本市調査職員の許可なしに第三者に洩らしてはならない。

位置図

令和6年度 社会資本整備総合交付金事業
市道社貝原線 物件補償再調査業務委託



令和6年度 社会資本整備総合交付金事業
市道社貝原線 物件補償再調査業務委託 物件調査箇所図

社
スポーツレーン

- ・建物調査 1棟
- ・附帯工作物等調査 1戸
- ・移転雑費算定 1世帯

50.2

1/500
0 15m